



2025年2月17日

各位

会社名 東京都千代田区永田町二丁目11番1号
アルコニックス株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員CEO 手代木 洋
(コード: 3036 東証プライム市場)
問合せ先 取締役専務執行役員CSO 鈴木 匠
コーポレート部門長
TEL 03-3596-7400

業績連動型株式報酬制度への追加拠出に伴う
第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、会社法第370条及び当社定款第23条（取締役会の決議に代わる書面決議）に基づき、本日、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2025年3月5日(水)
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 280,000株
(3) 処 分 価 額	1株につき金1,479円
(4) 処 分 総 額	414,120,000円
(5) 処 分 予 定 先	株式会社日本カストディ銀行（信託E口）
(6) そ の 他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2021年6月23日開催の定時株主総会の決議に基づき、「株式給付信託（BBT）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づいて設定されている信託を「本信託」といいます。）を導入しております（本制度の概要につきましては、2021年5月25日付「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」及び2021年8月6日付「業績連動型株式報酬制度の導入に伴う第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照下さい。）。

今般、当社は、本制度の継続に当たり、将来の給付に必要と見込まれる株式を本信託が取得するため、本信託に対する金銭の追加拠出（以下「追加信託」といいます。）を行うこと、並びに本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため株式会社日本カストディ銀行（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）に設定されている信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分すること（本自己株式処分）を決定いたしました。

処分数量については、「役員株式給付規程」に基づき信託期間中に当社の役員等に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（2025年3月末日で終了する事業年度から2027年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度分）であり、2024年9月30日現在の発行済株式総数31,070,000株に対し0.90%（2024年9月30日現在の総議決権個数303,903個に対する割合0.92%（いずれも小数点第3位を四捨五入））となります。なお、当社は2025年2月12日に東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により自己株式を300,000株取得しており、自己株式取得後の総議決権個数300,903個に対する割合は0.93%となります。

※追加信託の概要

追加信託日 2025年3月5日
 追加信託金額 414,120,000円
 取得する株式の種類 当社普通株式
 取得株式数 280,000株
 株式の取得日 2025年3月5日
 株式取得方法 当社の自己株式処分（本自己株式処分）を引き受ける方法により取得

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値1,479円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

なお処分価額1,479円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近1か月間（2025年1月15日～2025年2月14日）の終値平均1,506円（円未満切捨）に対して98.21%を乗じた額であり、同直近3か月間（2024年11月15日～2025年2月14日）の終値平均1,488円（円未満切捨）に対して99.40%を乗じた額であり、さらに同直近6か月間（2024年8月15日～2025年2月14日）の終値平均1,437円（円未満切捨）に対して102.92%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものとしております。

なお、上記処分価額につきましては、監査役3名（うち2名は社外監査役）が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希釈化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

（ご参考：本制度の対象者に付与するポイント数の上限（1事業年度））

	取締役（社外取締役を除く）	執行役員
本制度の対象者に付与するポイント数の上限（1事業年度）	50,000ポイント	50,000ポイント

以上